

審 査 方 法

1. 審査方法

ご提出いただいた企画提案書（様式第5号）及びプレゼンテーションにより、「下関駅前人工地盤のネーミングライツ・パートナー選定委員会（以下「選定委員会」という。）」の委員がそれぞれ次の基準に従って審査します。

【審査基準】

	審査項目（審査の観点）	配点
①	法人の経営状況	10
	経営状況の健全性	
②	法人の地域貢献等	20
	地域貢献等の実績の有無	
	地域貢献等の提案の有無及び実現可能性	
③	愛称案	20
	愛称案の親しみやすさ、呼びやすさ、わかりやすさ、施設のイメージとの整合性	
④	ネーミングライツ料（応募金額）	50
	最高応募金額との比較	
	合計	100

【採点方法】

（1）審査項目①、②、③については、次により採点します。

判断基準	①	②・③
非常に優れている	—	20点
優れている	10点	15点
標準的である	5点	10点
やや劣っている	—	5点
劣っている	0点	0点

(2) 審査項目②については、次のような項目を指します。

- ・ 下関市内における本店・支店・営業所の有無
- ・ 下関市主催又は下関市の市民団体等が主催の行事への協賛等の経済的支援
- ・ 下関市内でのボランティア等の人的支援・清掃等の社会貢献活動
- ・ 下関市民向けのイベントの開催
- ・ 下関市又は下関市の市民団体等への寄附

(3) 審査項目④については、次の算式により採点します。

$$\text{応募金額の得点} = 50 \text{点} \times \frac{\text{当該応募金額}}{\text{最高応募金額}}$$

(小数点以下第1位を四捨五入)

※ ただし、すべての応募者が本市の希望金額を下回る場合は、上記の最高応募金額を希望金額に読み替えるものとします。

2. 選定方法

(1) 選定委員会は、応募者が複数ある場合にあっては、優先交渉権者及び次点者、1者である場合にあっては、優先交渉権者の選定を行います。

(2) 応募者が複数ある場合にあっては、本審査中、最高得点となる得点をつけた委員の数が最も多い応募者を優先交渉権者として、第2位の応募者を次点者としてそれぞれ選定します。

(3) 優先交渉権者の選定の際に、本審査中、最高得点となる得点をつけた委員の数が応募者単位で同数の場合に、応募者単位で合算した得点が、最も高い得点となった応募者を優先交渉権者として、第2位の応募者を次点者としてそれぞれ選定します。

更に、応募者単位の合算した得点が同点の場合には、審査項目「応募金額」の得点が最も高い応募者を優先交渉権者として、第2位の応募者を次点者としてそれぞれ選定します。

(4) 次点者の選定の際に、最高得点となる得点をつけた委員の数が応募者単位で同数の場合は、応募者単位で合算した得点が、最も高い得点となった応募者を次点者として選定します。

更に、応募者単位の合算した得点が同点の場合には、審査項目「応募金額」の得点が最も高い応募者を次点者として選定します。

(5) 上記の方法により、優先交渉権者として選定できない場合には、選定委員会において審議のうえ、選定します。(応募者が複数の場合の次点者を含む。)

(6) なお、委員による採点の結果、各委員の採点結果を合算した点数が各委員の配点を合算した点数の5割に満たない場合、又は、審査基準の各項目に著しく低い点がある場合は、ネーミングライツ・パートナーとしてふさわしいかどうかを選定委員会において審議し、優先交渉権者及び、次点者として選定しない場合があります。